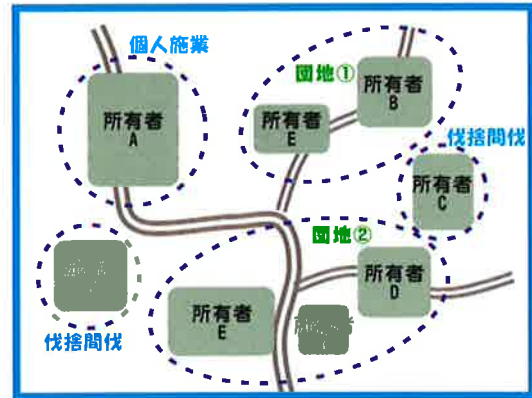


# 平成25年度から 森林計画制度や

## これまでの「森林施業計画」

車で1時間以内の範囲内にある山林が対象  
 伐り捨て間伐も補助対象  
 個人施業と団地施業を合わせて計画可能  
 個別施業地も補助対象  
 植林や下刈りも補助申請が容易



## 個人で施業される方

委任申請

搬出間伐

伐捨間伐

森林作業道

林業専用道

集約化されていない個別施業

## 愛媛県補助制度 CO2吸収源対策事業

県CO2  
補助金

60年生以下の切捨間伐・搬出間伐及び作業道開設が対象

施業地1ヶ所の最低施業面積は0.05ha以上が必要

森林経営計画に参加していない山林が対象

事前に間伐補助申請と伐採届等の提出が必要

作業道開設だけでは補助対象外

施業終了後、間伐完了届の提出が必要

平成25年2月から平成25年度分の間伐補助申請を受付します。

● 問い合わせ先 ● 久万広域森林組合 活性化センター